

姫路市自治基本条例（素々案）

1	条例の構成	1 ページ
2	条例骨子	
	前 文	2 ページ
	第1章 総則	3 ページ
	第2章 市民・議会・市長等	5 ページ
	第3章 行政運営の基本原則	7 ページ
	第4章 参画と協働	10 ページ
	第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力	12 ページ
	第6章 条例の見直し	13 ページ

平成24年6月26日

条例の構成

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 条例の位置付け
- 第4条 自治の基本理念
- 第5条 自治の基本原則

第2章 市民・議会・市長等

第1節 市民

- 第6条 市民の権利
- 第7条 市民の責務

第2節 議会

- 第8条 議会の責務
- 第9条 議員の責務

第3節 市長等

- 第10条 市長等の責務
- 第11条 職員の責務

第3章 行政運営の基本原則

- | | |
|--------------------|------------|
| 第12条 総合的かつ計画的な行政運営 | 第17条 危機管理 |
| 第13条 効率的で効果的な行政運営 | 第18条 行政手続 |
| 第14条 行政組織 | 第19条 公益通報 |
| 第15条 財政・財務 | 第20条 説明責任等 |
| 第16条 法務 | 第21条 外郭団体 |

第4章 参画と協働

第1節 情報共有等

- 第22条 情報の共有と提供
- 第23条 情報の公開
- 第24条 個人情報保護

第2節 参画

- 第25条 市政への参画
- 第26条 市民意見の聴取
- 第27条 附属機関等への参加等
- 第28条 住民投票

第3節 協働

- 第29条 協働の推進
- 第30条 市民活動への支援

第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力

- 第31条 国や他の地方公共団体との関係
- 第32条 国際交流

第6章 条例の見直し

条例骨子

■ 前 文 ■

姫路市は、播磨平野の中央に位置し、北部には森林丘陵地帯や田園地が広がり、南の播磨灘には大小 40 余りの島が点在し、豊かな自然環境に恵まれている。また、世界文化遺産・姫路城に象徴される歴史と文化が息づくとともに、古くから交通の要衝として栄え、播磨の中心として発展してきた。

我々は、先人が築いてきたこの素晴らしい成果を受け継ぎ、活用して生活しているが、豊かな自然環境を守りながら、誰もが希望と誇りをもって安全で安心して暮らすことができるまちに発展させ、未来の姫路市民に引き継ぐ責任を負っている。

このためには、我々市民一人ひとりが姫路市を構成している主体であることを自覚し、自治会等による地域コミュニティ活動、NPO活動、ボランティア活動をはじめとするまちづくりを担う活動に積極的に取り組むとともに、市民、議会、行政が協力し、適切な役割分担の下で、まちづくりを進めていく必要がある。

あわせて、子どもたちが、自発的に次代の担い手となることができるよう、家庭や地域社会を通じて豊かな人間性を育む必要がある。

そこで、地方自治の本旨である団体自治と住民自治の理念の実現を目指し、「ふるさと・ひめじ」を皆で築いていくために、本市の自治の基本について定める姫路市自治基本条例を制定する。

■ 第1章 総則 ■

(目的)

第1条 この条例は、姫路市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の責務並びに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内へ通勤又は通学する者及び市内で事業又は活動を行うものをいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に参加することをいう。
- (4) 協働 市民と市又は市民同士が、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割と責任を踏まえ、共通の目的達成に向け協力することをいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

2 市は、自治に関する他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図るものとする。

(自治の基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主体である。

2 市は、市民の信頼に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。

3 市民及び市は、地域の個性及び自立性を尊重したまちづくりを推進するものとする。

る。

(自治の基本原則)

第5条 市民及び市は、次の各号に掲げる基本原則により、自治運営を行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民の参画により市政運営及びまちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働して市政及び地域の課題の解決に当たること。

■ 第2章 市民・議会・市長等 ■

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。

2 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。

(市民の責務)

第7条 市民は、次の各号に掲げる責務を果たすものとする。

(1) まちづくりにおいて行政と協働すること。

(2) 民間相互で協働すること。

(3) まちづくりに関する負担を分任すること。

2 地域コミュニティ活動、NPO活動及びボランティア活動（以下これらを「市民活動」という。）に取り組む団体は、地域の活性化に資する活動に努めるものとする。

3 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、まちづくりに努めるものとする。

第2節 議会

(議会の責務)

第8条 議会は、別に条例で定めるところにより、その役割と責務を果たすため、市民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。

(議員の責務)

第9条 議員は、別に条例で定めるところにより、公正かつ誠実に議会活動を行い、市民の信頼に応えるよう努めるものとする。

第3節 市長等

(市長等の責務)

第10条 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、行政機能を発揮するものとする。

2 市長等は、参画と協働による市政を推進するものとする。

3 市長は、市民の代表者として、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に透明性の高い市政を運営するものとする。

4 市長は、市民の福祉の向上、行政サービスの質の向上等、市の活性化に向け必要な政策、施策及び事業（以下これらを「政策等」という。）を講じるものとする。

(職員の責務)

第11条 職員は、市民全体の奉仕者として、法令、条例及び規則等を遵守し、公正、公平かつ誠実に、全力で職務に専念するものとする。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、市民の目線に立ち、市政を運営するものとする。

■ 第3章 行政運営の基本原則 ■

(総合的かつ計画的な行政運営)

第12条 市長等は、総合的かつ計画的な行政運営を行うために、基本構想その他行政分野全般に係る政策等に関する計画（以下これらを「総合計画」という。）を位置付け、策定するものとする。

2 市長等は、総合計画の策定に当たり、市民意見を適切に反映させるものとする。

3 市長等は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行い、定期的にその進捗状況を市民に公表するものとする。

4 市長等は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、常に検討を加えるものとする。

5 市長等は、各行政分野の計画について、総合計画の趣旨を踏まえて策定するものとする。

(効率的で効果的な行政運営)

第13条 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うため、事業の継続的な評価、見直しを行い、不断の行財政改革に取り組むものとする。

2 市長等は、評価、見直しの結果を公表するとともに、その結果を政策等に適切に反映し、予算等の措置を講じるよう努めるものとする。

(行政組織)

第14条 市は、市民のニーズや社会経済情勢に的確に対応するための組織の構築を行うものとする。

2 市は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織の構築を行うものとする。

(財政及び財務)

第15条 市長等は、財政規律や財務規律の遵守に注力し、健全な財政運営に努めるものとする。

2 市長等は、財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく説明するものとする。

(法 務)

第16条 市長等は、市の政策等の立案や行政課題の解決に当たり、適正に法令を解釈した上で、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。

(危機管理)

第17条 市長等は、市民の生命等の安全を確保するための体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民や関係機関と連携、協力し、相互支援を行うものとする。

(行政手続)

第18条 市長等は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導、届出等の行政手続に関し、共通する事項を明らかにし、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図るものとする。

(公益通報)

第19条 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受ける体制を整備するものとする。

2 市は、通報を行った職員が通報による不利益を受けることがないように、必要な措置を講じるものとする。

(説明責任等)

第20条 市長等は、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、市民に分かりやすく説明するものとする。

2 市長等は、市政に対する要望、意見等（以下これらを「要望等」という。）に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めるものとする。

3 市長等は、要望等の対応にあたり、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保するため、別に定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

(外郭団体)

第21条 市長等は、外郭団体について、その設立の趣旨や目的が社会経済情勢の変化に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう助言及び指導を行うものとする。

2 市長等と外郭団体は、円滑な連携を図り、当該外郭団体の設置目的を、効率的かつ効果的に達成するよう努めるものとする。

■ 第4章 参画と協働 ■

第1節 情報共有等

(情報の共有と提供)

第22条 市は、自ら積極的に情報の提供に努めるとともに、市民、市民活動に取り組む団体及び行政間の情報の交換を行う等情報の共有を推進するものとする。

2 市は、市民への情報提供に当たっては、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに、子どもが市政に関心を抱くよう、配慮するものとする。

(情報の公開)

第23条 市は、市民の知る権利を尊重し、非公開情報が記録されていない限り、別に条例で定めるところにより、公文書を公開するものとする。

(個人情報保護)

第24条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報の公正かつ適正な取扱いを確保するものとする。

第2節 参画

(市政への参画)

第25条 市長等は、市民が市政へ主体的に参画することができる機会を確保するとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めるものとする。

(市民意見の聴取)

第26条 市長等は、市の重要な計画等の策定時には、案件を事前に公表し、市民意見の把握に努めるものとする。

(附属機関等への参加等)

第27条 市長等は、市の附属機関及び懇談会等（以下これらを「附属機関等」とい

う。)への市民の参加に関し、必要な事項を別に定めることとし、附属機関等の審議に広く市民の意見を反映させ、市民の市政への参画を推進するものとする。

2 市長等が設置する附属機関等の会議は、原則、公開とするものとする。

(住民投票)

第28条 市長は、市政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施する場合、その実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。

3 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第3節 協働

(協働の推進)

第29条 市長等は、協働を支援するための仕組みを整備するとともに、多様な担い手による協働を推進するものとする。

2 市長等は、協働の支援に当たっては、市民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮するものとする。

(市民活動への支援)

第30条 市長等は、多様な主体による市民活動の活性化を図るため、その支援を行うものとする。

■ 第5章 国及び他の地方公共団体等との連携・協力 ■

(国や他の地方公共団体との関係)

第31条 市は、適切な役割分担の下、国や県と対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題や広域的な課題について、積極的に連携や協力を図り、その解決に努め、市政を推進するものとする。

(国際交流)

第32条 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、連携や協力を努めるとともに、得られた情報や知恵を市政に活かすよう努めるものとする。

■ 第6章 条例の見直し ■

第33条 市長は、市政をこの条例の趣旨を踏まえて運営するとともに、市民意見や社会情勢の変化等を考慮し、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要な措置を講ずるに当たっては、市民等を含めた検討組織を設け、その意見を聴くものとする。